

定 款

株式会社 三機サービス

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社三機サービスと称し、英文では、SANKI SERVICE CORPORATIONと表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 24時間365日コールセンターの運用
- (2) 空調冷暖房・ボイラー・電気・電気通信・各設備機器の設計・施工・保守・管理ならびに機器の販売
- (3) 給排水・衛生・厨房設備機器の設計・施工・保守・管理ならびに機器の販売
- (4) 昇降機・消防・防災設備機器の設計・施工・保守・管理ならびに機器の販売
- (5) 前第2号から第4号までにに関する付属部品の販売
- (6) 空調・給排水・電気設備等のエネルギー消費の効率向上環境負荷低減等に関するシステムの設計・施工・監視及びコンサルタント業務
- (7) 経費削減に関するコンサルタント業務
- (8) 環境衛生に関するコンサルタント業務
- (9) ビル管理業
- (10) 警備業
- (11) 建築工事・内装仕上工事・機械器具設備工事・電気通信工事・建具工事の設計・デザイン・施工
- (12) 管工事・電気工事・消防施設工事の設計・デザイン・施工
- (13) 貯水槽・受水槽等工作物の清掃・塗装工事の施工
- (14) ソフトウェアの開発及び販売
- (15) 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
- (16) 企業間の提携及び合併に関する仲介及びコンサルタント業務
- (17) 企業の中国進出における現地法人の設立に関する企画・調査・研究・評価・立案・助言等の業務
- (18) クリーンルームの設計・施工・保守・管理ならびに機器の販売
- (19) 工作機械設備に関する企画・設計・施工・保守管理ならびに機器の販売
- (20) 前第18号から第19号までにに関する付属部品の販売
- (21) 建物設備の警備・管理・清掃
- (22) 建築物内外の清掃ならびに害虫及びネズミの防除
- (23) 公害防止及び廃棄物処理ならびに工作物の設計、監理ならびに工事請負
- (24) 不動産の売買賃貸仲介業務
- (25) 前記各号に附帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を兵庫県姫路市に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- (3) 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿ならびに新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長・取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印もしくは電子署名する。

第 28 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 31 条（社外取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 32 条（監査役の数）

当会社の監査役は、3 名以上 5 名以内とする。

第 33 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 34 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第 35 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 36 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

第 37 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印もしくは電子署名する。

第 39 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 40 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 41 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 42 条（社外監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 43 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 44 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 45 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 46 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

第 47 条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、期末配当金という。）を支払う。

第 48 条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第 49 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

（改訂）

平成 25 年 8 月 28 日改訂。

平成 27 年 1 月 16 日改訂。

平成 27 年 12 月 1 日改訂。

令和 2 年 6 月 1 日改訂。

令和 4 年 8 月 26 日改訂。

以上 原本と相違ありません。

令和 4 年 8 月 26 日

兵庫県姫路市阿保甲 576 番地 1

株式会社 三機サービス

代表取締役社長 北越 達男